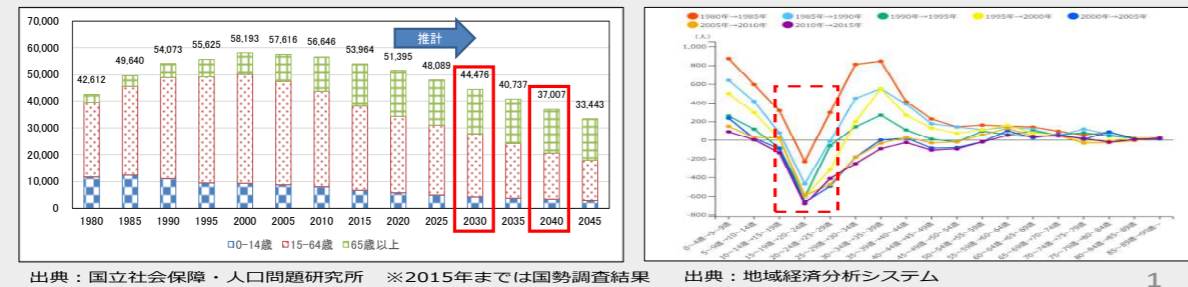


## I 地域力支援研修について（まとめ）

## 1. 本市の将来像

## 【人口】

- ・2030年には、44,476人、2040年には37,007人まで減少
- ・2025年の高齢化率は、35.4%
- ・ファミリー層の流入の鈍化



## 2. 本市の特徴と対策

## (1) 人口の総数&amp;若手の減少が超々高速 + 高齢者率は全国平均より15年早い

- ・前期高齢者も減少、85歳以上は倍増・世帯数減少本格化、独居1/4→1/3、空家も急増！！
- 見直さないと負担過重 行事・会議は重ねる&間引く

## (2) 残存率 50-60代男性高め + 出生・就学前後高かったが低下傾向

## (3) 後期高齢者のみ世帯は7軒に1軒→4軒に1軒に + 後期高齢者独居率も増加傾向

## 3. 地域力支援研修

## (1) 次世代を見据えた地域づくり

時間の使い方に変化を起こす

行事、会議、組織の棚卸（たなおろし）

## (2) 地域運営組織（地域まちづくり協議会）のイメージ

## ・一体型のイメージ

地域まちづくりの協議機能と活動機能が同一組織

例：事務局+居場所部会+買い物支援部会等

## ・分離型のイメージ

地域まちづくりの協議機能と活動機能が連携

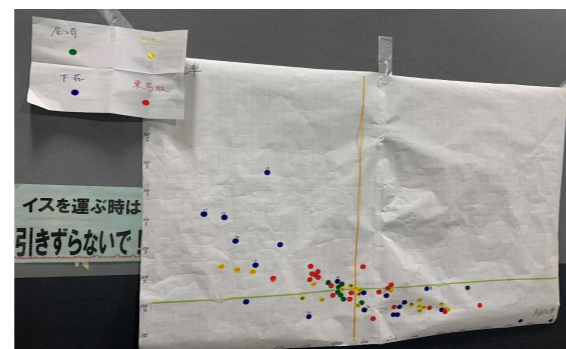
例：事務局+居場所（NPO法人）+買い物支援部会（事業者）等

## (3) 「知る・学ぶ」・「備える」・「育てる」プロセス

「知る・学ぶ」：地域分析の実施、アンケート

「備える」：できる改善、拠点の検討、アイデア共有

「育てる」：担い手の掘り起こし、円卓会議の開催  
相互視察、「自慢大会」の開催 など



## II 地域まちづくり協議会条例の概要について

地域まちづくり協議会条例に規定する主な内容は、次のとおりとなります。

## 1. 地域運営組織（地域まちづくり協議会）設置目的

様々な地域課題や地域のニーズに的確に対応していくため、地域におけるコミュニティの充実を図り、地域が主体となって地域の身近な課題を解決できる仕組みを築いていきます。

## 2. 地域運営組織の構成

自治会、校区福祉委員会をはじめ、地域の各種団体、NPO・ボランティア団体、事業者、地域住民など、地域に関わる様々な人々によって構成され、誰でも参加できる組織とします。

## 3. 認定する団体の概要

- ①地域の市民で構成し、団体の名称、予算及び決算の報告、計画の策定などが規約に定められている団体
  - ②自治会等及び市民公益活動団体が参画している団体
  - ③地域の市民が、希望に応じて活動に参加することができる団体
- ※但し、団体の認定は、同一地域内において、1団体とします。

## 4. 団体の活動概要

- ①地域の課題解決や魅力の向上に向けて、自主的かつ主体的にまちづくりを行う活動であること
- ②自らが取り組む地域のまちづくりの目標、活動方針、内容などを定めた地域計画による活動であること

## 参考 地域運営組織設立までの流れ

## (1) 第1段階 検討会（まちづくり交流会・円卓会議）などの開催

## ①検討会（まちづくり交流会・円卓会議）などの開催

各種団体、まちづくりに関心のある人などによる検討会（まちづくり交流会）を開催し、団体の会則、構成団体や地域運営組織設立までの大まかなスケジュールなどについて話し合います。

## ②地域の様々な人々への参加の呼びかけ

構成すると考えられる各種団体や地域住民など様々な人々への呼びかけや周知を行います。

## (2) 第2段階 プラットホーム（設立準備会）の設置、地域ニーズの把握

地域運営組織の設立に向けてのイメージが共有できたら、地域のまちづくり計画を立てていくにあたり、地域の現状の把握、地域ニーズの把握を行っていきます。また、設立準備会を設置し、開催します。

## (3) 第3段階 地域のまちづくりの将来ビジョン案の作成

第2段階で、地域の現状や地域の課題やニーズを把握できれば、どのようなまちづくり活動や事業受託等をして、地域経営をしていくのか地域計画を立てていきます。

## (4) 第4段階 地域運営組織設立総会の開催、地域運営組織設立

プラットホーム（設立準備会）が発起人となって協議会設立総会を開催し、規約、地域計画等の議題が議決され、地域運営組織を設立します。